

告示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山科 昭宏

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号	和光市白子二丁目地先から新座市中野二丁目地先まで
〃	〃
〃	新座市中野一丁目地先から同市中野一丁目地先まで
〃	〃
〃	四百六十三号
〃	志木市宗岡地先から同市上宗岡二丁目地先まで
〃	〃
〃	新座市中野一丁目から同市中野一丁目まで
〃	〃
〃	新座市畑中三丁目地先から志木市中宗岡五丁目地先まで
〃	〃
〃	さいたま東村山線
〃	新座市野火止四丁目地先から同市あたご一丁目地先まで
〃	〃
〃	志木市宗岡地先から同市中宗岡五丁目地先まで
〃	〃
〃	練馬川口線
〃	和光市白子一丁目地先から同市白子四丁目地先まで
〃	〃
〃	朝霞蕨線
〃	朝霞市膝折町二丁目地先から同市本町一丁目地先まで
〃	〃
〃	東京朝霞線
〃	新座市栄四丁目地先から朝霞市幸町三丁目地先まで
〃	〃
〃	新座和光線
〃	朝霞市膝折町四丁目地先から同市膝折町一丁目地先まで
〃	〃
〃	和光志木線
〃	朝霞市北原二丁目地先から志木市本町四丁目地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日